

令和7年12月11日

# 第4回定例会議案

## (別冊4)

厚真町議会



意見書案第1号

**過疎対策の積極的推進のための意見書**

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月11日提出

提出者	厚真町議会議員	三國和江
賛成者	同上	伊藤富志夫
	同上	吉岡茂樹
	同上	高田芳和
	同上	橋本豊

## 過疎対策の積極的推進のための要望

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、森林土壌の流出が引き起こす河川への土砂の流入・堆積による河床の上昇、河川の氾濫など、このままでは地域を維持できなくなるような危機的な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の普及により地方への移住が注目され、過疎地域が再評価されるなど、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きい。今後、国民のライフスタイルが多様化する中、過疎地域と都市部との新たな交流が生み出され、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域に指定された市町村等に対する総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、次の事項について特段の配慮を要請する。

### 記

- 1 地方交付税による財源保障機能の充実強化を図ること
- 2 過疎対策事業債の増額及び対象事業の拡充を図ること
- 3 地方創生のための財政支援の充実強化を図ること
- 4 過疎地域における人材の確保・育成と人口減少の克服を図ること
- 5 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立すること
- 6 過疎地域におけるデジタル化の推進とインフラ整備を図ること
- 7 地域資源を活用した産業の振興と新たな雇用を創出すること
- 8 集落対策と地域社会の活性化に対する支援を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月11日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
農林水産大臣